

2019年9月2日

お客様 各位

岡藤商事株式会社
投資商品課
フリーコール 0120-66-8639

金または白金地金売却時のご本人様確認書類ご提出のお願い

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、2019年4月の消費税法改正により、本年10月から金または白金地金の買取を行う事業者は取引日時点で有効*1な売却者の本人確認書類の保存を求められることとなりました。

つきましてはお客様が当社に金または白金（地金、倉荷証券、純金・プラチナ積立「タートルプラン」、貴金属地金預り取引「ショットガン・ゴールド」）の売却をお申し込みいただく際には、原則として事前に下記のご本人様確認書類の内1点のご提出をお願いいたします。

お客様におかれましては、ご提出にご理解をいただき、今後とも一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

本件についてご不明点等ございましたら上記フリーコールまでお問い合わせください。

謹白

記

ご本人様確認書類の例

| | |
|----|--|
| 個人 | 氏名・住所・生年月日の記載のあるもの |
| | ① マイナンバーカード（個人番号カード）のコピー（表面のみ） ※個人番号が記載された裏面は送らないでください。 |
| | ② 住民票の写し、住民票の記載事項証明書 |
| | ③ 戸籍の附票の写し、印鑑証明書 |
| | ④ 国民健康保険、健康保険の被保険者証等のコピー |
| | ⑤ 国民年金手帳等のコピー |
| | ⑥ 運転免許証または運転経歴証明書のコピー |
| | ⑦ 旅券（パスポート）のコピー |
| 法人 | 名称・本店または主たる事務所の所在地の記載のあるもの |
| | ① 登記事項証明書 |
| | ② 印鑑証明書 |

*1 ご本人様確認書類の有効期限について

以下の書類は、取引日時点で発行後1年以内のものをご準備ください。

住民票または戸籍の附票の写し、住民票の記載事項証明書、印鑑証明書、登記事項証明書

以上